

## 2022年度 外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会 副委員長 桐本 裕子 (70期) 委員 俵 公二郎 (73期)  
副委員長 李 世燦 (68期) 委員 外海 周二 (56期)

### 1 3年ぶりの弁護士会館での開催

2022年12月2日に外国人支援団体との交流会が開催された。毎年恒例の本交流会は、新型コロナウイルス感染症問題の影響でオンラインでの開催が続いていた。2022年度は3年ぶりに弁護士会館での開催を実現できた。久々の現地開催だったため参加人数の伸び悩みが懸念されたが、50名以上の方にご参加いただき、分科会は議論等が白熱して時間不足になるなど盛会に終わった。

### 2 全体講演会

#### 「いのち蝕まれる仮放免者たち 仮放免者と難民申請者、非正規滞在者の実態」

(桐本裕子副委員長)

全体講演会では、NPO法人北関東医療相談会の長澤正隆事務局長から仮放免者等の生活実態や医療実態についてご講演いただいた。長澤氏からは、仮放免者は在留資格がないため国民健康保険に加入できず、加えて就職を禁じられているため収入がなく自由診療での報酬を支払うことができない結果、健康状態に問題を抱えていても病院に行けず、人間らしい生活ができないという問題点の指摘があった。また、在留資格がなく健康保険未加入であることを理由に、通常の保険診療の300%の診療報酬を提示する病院があるなど、仮放免者が適切な医療を受けられない現状が報告された。

長澤氏は、在留資格がない外国人の国民健康保険加入の制度化や在留資格のない外国人に対し、生活保護法を適用すること、仮放免者などに対し無料低額診療事業を行う医療機関への支援等の整備拡充の必要性などを指摘された。

### 3 第1分科会

#### 「ヘイトクライム～差別犯罪の現状と急がれる対策」

(李世燦副委員長)

第1分科会では、「ヘイトクライム～差別犯罪の現状と急がれる対策」をテーマとして、報告とディスカッションが行われた。2022年は、その前年に発生したウトロ集住地区やコリア国際学園への放火事件の裁判の内容がニュースになる等、ヘイトクライムがよくも悪くも話題となった年であり、ある意味タイムリーな中での開催となった。

まず、金竜介委員が基調報告を行った。金委員は、早急なヘイトクライム対策を求める当会の会長声明を紹介し、ヘイトクライムが近年さらにのさばっていること、ヘイトクライムはヘイトスピーチがその温床となっており、ウトロ放火事件の犯人も、ヤフーニュースのコメント欄を読んで朝鮮・韓国への憎悪を募らせてきたと述べていること等を報告した。そして、ヘイトクライムの温床となったヘイトスピーチも、ヘイトスピーチ解消法が2016年に施行されたにもかかわらずその実効性がないためにこのような事態になっている等と述べ、ヘイトスピーチ規制の必要性を強調した。

基調報告後、参加者によるディスカッションが行われた。分科会には、当委員会の委員のほか、難民支援に携わる方などが参加し、参加者全員が感想を述べた。ヘイトクライム対策が早急に必要との点については、参加者全員の一致をみたように思う。

2023年は、近代日本における最大規模の虐殺事件でありヘイトクライムともいえる関東大震災時の朝鮮人虐殺事件から100年を迎える。その節目にちなんで、当会主催で

シンポジウムを開催する予定である旨、当職から告知し、分科会を締めくくった。

#### 4 第2分科会 意見・情報交換会～入管収容問題の 現在地～

(俵公二郎委員)

第2分科会では、入管収容問題の現在地をテーマとして、仮放免及び医療体制の現状報告並びに意見交換が行われた。

まず、浦城知子委員から、被収容者数、仮放免者数、自主帰国者数、強制送還者数及び職員数等についての報告がなされた。続いて、2018年以降に発出された入管収容に関する指示・通達等の報告がなされた。

全体講演を担当した長澤氏から、浦城委員が報告した「体調不良者等に係る仮放免運用指針」（入管庁警第263号令和3年12月28日・令和4年1月1日実施）に触れ、仮放免の運用に対し、下記の疑問が呈された。

被収容者処遇規則30条には「所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。」と、少なくとも被収容者に対する医療を提供する義務が規定されているが、仮放免された場合は「被収容者」ではなくなるのか。外に出た瞬間に生活そのものが破綻した人になるではないか。それはまるで「檻の無い監獄」ではないか。

参加者からは、要治療者や末期症状で、収容施設の外に出れば治療が受けられなくなる人に対して、現状の制度のまま仮放免をすることは、そうした人たちに対する責任を放棄するものであるとの意見が寄せられた。

有園洋一委員からは、仮放免の受け皿に問題があることを指摘し、仮放免者に対して生活保護を適用するなど、制度・運用を変更する必要があるとの意見が述べられた。

他の参加者から、2023年に向けての提案として、面会活動を行っている大学のサークル等の若い世代が交流会に参加できることが望ましいとの意見が述べられた。

#### 5 第3分科会 「留学生・子どもの支援に関わる交流会」 について

(外海周二委員)

第3分科会では、「留学生・子どもの支援に関わる交流会」と題して、留学生や子どもに対する支援についての意見交換が行われた。

丸山由紀委員が司会を務め、まずは各参加者の自己紹介をしてもらうこととなり、それぞれの参加者が取り組んでいる活動や考えを順に紹介してもらった。

留学生や子どもの支援としては、日本語学習の支援や生活支援といった、日常生活をサポートする支援を行っているNPO法人その他の支援団体の方が多く参加されており、それ以外では、医療の支援、奨学金の支給といった支援を行っている団体もあった。昨今では、コロナ禍で留学生のアルバイト先がなくなり金銭的に困窮するケースもあり、寄付を募って留学生に経済的支援を行う活動をしているとの報告もあった。日本語学習支援では、最近ではオンライン授業を行うといった方法も普及しているようである。

区役所職員の参加者によると、行政が支援できるのは基本的に在留資格のある外国人であることが前提となっているため、仮放免中で在留資格のない外国人の支援をどのように行っていくかということが今後の課題となっているとのことであった。

様々な立場からの意見に触れたことにより、弁護士は、在留資格や仮放免の問題など、法的な面での解決を支援することができるが、言語や生活の問題など、日常生活に直結する問題を抱える留学生や子どもには、こうした問題に取り組むNPOその他の団体の支援が必要であり、その橋渡しが重要であると感じた。

分科会では、各参加者の活動紹介だけで時間が終わったが、それぞれの団体の活動内容や今後の課題が見えた有意義な機会であった。